

江南市障害者計画・江南市障害福祉（児）計画 策定にかかる調査シート

関係団体の皆さまには、日ごろから市福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この調査シートは、江南市障害者計画及び江南市障害福祉（児）計画策定にあたって、障害のある方を取り巻く現状や課題、今後の方向性に関する意向などをお聞きすることで、計画策定の基礎資料とさせていただきます。

大変お忙しい中誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

平成 29 年 9 月 江南市

シートご記入にあたっての注意

1. 各項目に関連する補足資料がありましたら添付をお願いします。なお、記入スペースに書ききれない場合は、自由な様式で追加していただいて構いません。
2. この調査シートは、**9月29日(金)までに**、江南市役所福祉課までご返送ください。（FAX またはメール）

<お問い合わせ>

江南市役所 福祉課

TEL：（0587）54-1111（内線 253）

FAX：（0587）56-5515

mail：fukushi@city.konan.lg.jp

団体名

（役職）

（名前）

記 入 者

1 貴団体について

・貴団体についてお聞きします。団体の組織の概要などについてわかる範囲でご記入ください。

①貴団体の活動内容について教えてください。

(団体概要・実施している取り組みなどについての関連資料の添付でも結構です)

○団体概要 (活動の目的・きっかけ、対象者、活動開始時期 等)

○実施している取り組み

②構成員の状況を教えてください。(平成 29 年9月1日現在)

構成員 () 人

構成員の平均年齢 () 歳くらい

③おおよそ5年前に比べ、構成員の人数に変化はありましたか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|--------------|-----------|
| 1. 大幅に増えた | 4. やや減った |
| 2. やや増えた | 5. 大幅に減った |
| 3. ほとんど変わらない | |

④現在の活動上の課題は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. 新規メンバーの加入が少ない | 7. 資金が不足している |
| 2. メンバーに世代などの偏りがある | 8. 活動に必要な情報が集まらない |
| 3. 活動メンバーの専門性が不足している | 9. 情報発信する場や機会が乏しい |
| 4. 役員のなり手がいない | 10. 他の団体と交流する機会が乏しい |
| 5. 会議や活動の場所の確保に苦勞する | 11. その他 () |
| 6. 活動がマンネリ化している | 12. 特に困ったことはない |

⑤障害福祉に関する情報は、どこから入手していますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1. 市や県、国のホームページから | 4. サービス提供事業所から |
| 2. 市や県の障害福祉ガイドブックから | 5. 講習会や研修から |
| 3. 市の窓口から | 6. その他 () |

⑥市民や行政に知ってほしい貴団体の取り組みやその方法の事例があれば、自由にご記入ください。 (地域との交流の取り組みや、他団体・事業所との連携についてなど)

⑦取り組みたい・拡充したい活動をご記入ください。

⑧⑦の取り組みを進めるにあたって必要な行政支援、市民や地域の協力等があればご記入ください。

2 障害者へのサービス提供について

・障害福祉サービス等の提供について、お感じになっていることをご記入ください。

①全体をみたときに、不足していると思われるサービスや支援はどのようなものですか。また、それらのサービスや支援が足りていない理由は何だと思われるか。

不足していると感じるサービス・支援（ ）
理由など
（ ）

②その他、障害福祉サービス等に関して感じることをご記入ください。

3 合理的配慮の普及・啓発について

・平成 28 年 4 月より「障害者差別解消法」が施行されています。「障害者差別解消法」とは、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別であると定めた法律のことです。

「不当な差別的取扱い」の禁止	正当な理由がないのに、障害を理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることを「不当な差別的取扱い」として禁止しています。
「合理的配慮」	障害者から何らかの助けをを求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な便宜をすることを「合理的配慮の提供」といい、行政では義務、事業者では努力義務（するように努力すること）とされています。

・「合理的配慮」としてどんなことがあるとよいですか。各分野で求める配慮をご記入ください。
・すべてにご記入いただく必要はありません。特に気になるところについてご記入ください。

①建物、公共交通機関等の利用について
(電車やバスの乗り降りに携帯スロープを使う、電車内等の案内を文字表示でも知らせる、など)

②情報、コミュニケーションについて
(点字版や録音版、拡大文字版でパンフレットや案内をつくる、イベント等で手話通訳や要約筆記をつける、漢字や抽象的な表現を使わず情報を伝える、など)
③買い物やサービス等の提供について
(店舗でショーケースの位置を低くする、店員が買い物のサポートをする、点字版のメニューを用意する、申し込み窓口での代筆での申し込みを認める、など)
④医療サービスの提供について
(医師や看護師が筆談で対応する、院内放送を文字表示でも知らせる、など)
⑤教育について
(点字や音声・拡大文字等の教材を使う、障害に応じて試験の時間を延長する、など)
⑥就労について
(採用試験を点字や音声で行う、休憩できる部屋や車いすでも利用できる机を用意する、交通機関の混雑を避けるため勤務時間をずらす、など)
⑦その他

4 今後の障害者施策に求めるものについて

- ・障害者を取り巻く現状や身近で感じている課題、江南市に希望することなどについて、自由にご記入ください。
- ・すべてにご記入いただく必要はありません。特に気になるところについてご記入ください。

①保健・医療について
(健診、訪問指導、障害の早期発見や療育、医療機関・医療体制について、など)
②生活支援サービスについて
(障害福祉サービスの提供、住まいの確保について、など)

③相談・情報提供について
(相談体制、情報提供、権利擁護について、など)
④障害のある子どもの教育・育成について
(保育・療育、特別支援教育、放課後児童対策、就学・進路指導の充実、子育て支援の充実について、など)
⑤雇用・就労について
(雇用・就労の促進、地域の中の働く場の創造、福祉的就労について、など)
⑥スポーツ・文化芸術活動について
(スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動、生涯学習への参加促進について、など)
⑦まちづくりについて
(施設・情報のバリアフリー、移動手段、防犯・防災について、など)
⑧障害と障害のある人への理解について
(障害への理解促進、地域での交流・ふれあいについて、など)
⑨地域福祉の推進について
(ボランティア活動の推進、関係団体との連携について、など)

・その他、障害者施策に関する市への要望があれば、お聞かせください。

ご協力ありがとうございました。
このシートは、9月29日(金)までにご返送ください。